

■ 市の廃置分合等についての同意等の基準及び標準処理期間について(概要)

処分	不同意等基準	標準処理期間
別紙1 市の廃置分合等についての同意		
第1 市の廃置分合についての同意	① 市の廃置分合の申請又は協議の申出が地方自治法に定められた手続によりなされていないこと。 ② 設置されるべき市が地方自治法第8条第1項各号に掲げる要件のいずれかを備えていないこと。(合併特例法第7条の適用がある場合を除く。)	おおむね3月
第2 町村を市とする処分等についての同意	① 町村を市とする処分等の申請又は協議の申出が地方自治法に定められた手続によりなされていないこと。 ② 市となるべき町村が地方自治法第8条第1項各号に掲げる要件のいずれかを備えていないこと。	おおむね3月
別紙2 都道府県の加入する一部事務組合等の設置等についての許可等		
第1 組合の設置の許可		
都道府県の加入する一部事務組合 数都道府県にわたる一部事務組合	① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 規約の内容が違法であること。 ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、共同処理することが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。	おおむね3月
都道府県の加入する広域連合 数都道府県にわたる広域連合	① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 地方自治法第284条第4項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと(都道府県の加入する広域連合の設置の許可の場合に限る。) ③ 規約の内容が違法であること。 ④ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、広域にわたり処理することが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。	おおむね3月
数都道府県にわたる全部事務組合 数都道府県にわたる役場事務組合	① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 規約の内容が違法であること。 ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、町村の事務の全部又は役場事務の共同処理が著しく不適當であると認められること。	おおむね3月
第2 組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可		
都道府県の加入する一部事務組合 数都道府県にわたる一部事務組合 都道府県の加入する広域連合 数都道府県にわたる広域連合 数都道府県にわたる全部事務組合 数都道府県にわたる役場事務組合	① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと(都道府県の加入する広域連合を組織する地方公共団体の数の増減の許可の場合に限る。) ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、組合を組織する地方公共団体の数を増減することが著しく不適當であると認められること。	おおむね3月
第3 組合が処理する事務の変更の許可		
都道府県の加入する一部事務組合 数都道府県にわたる一部事務組合 都道府県の加入する広域連合 数都道府県にわたる広域連合 数都道府県にわたる役場事務組合	① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと(都道府県の加入する広域連合が処理する事務の変更の許可の場合に限る。) ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、処理する事務の変更が著しく不適當であると認められること。	おおむね3月
第4 組合の規約の変更の許可		
都道府県の加入する一部事務組合 数都道府県にわたる一部事務組合 都道府県の加入する広域連合 数都道府県にわたる広域連合 数都道府県にわたる全部事務組合 数都道府県にわたる役場事務組合	① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと(都道府県の加入する広域連合の規約の変更の許可の場合に限る。) ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適當であると認められること。	おおむね3月
第5 組合の解散の許可		
都道府県の加入する広域連合 数都道府県にわたる広域連合 数都道府県にわたる全部事務組合	① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 地方自治法第291条の10第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと(都道府県の加入する広域連合の解散の許可の場合に限る。) ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、組合の解散が著しく不適當であると認められること。	おおむね3月
第6 都道府県又は都道府県及び市町村を設置団体とする地方開発事業団に係る認可		
設置の認可	① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 規約の内容が違法であること。 ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、地方の総合的な開発計画に基づく事業を地方開発事業団に委託して総合的に実施することが、著しく不適當であると認められること。	おおむね3月
設置団体の数の増減の認可	① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、地方開発事業団の設置団体の数を増減することが著しく不適當であると認められること。	おおむね3月
規約の変更の認可	① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適當であると認められること。	おおむね3月
別紙3 数都道府県にわたる市町村の合併における合併特例区の設置の認可		
第1 すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときにおける合併特例区の設置の認可	① 合併特例法に定められた手続により申請されていないこと。 ② 規約の内容が違法であること。 ③ 事務の効果的な処理又は地域の住民の生活の利便性の向上等を図り、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資するという合併特例区の設置の目的に明らかに反すると認められること。	おおむね3月